

令和6年度 第1回 南あわじ市入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和7年2月7日（金）午後1時から午後3時30分まで	
開催場所	南あわじ市役所本館3階 303 会議室	
出席委員（職業）	委員 潮崎 征功（公認会計士） 委員 富本 和路（弁護士）	
事務局出席者	木田総務企画部長 富山財務課長 安富係長（財務課） 永樂主査（財務課）	
関係課出席者	〔下水道課〕新地課長、魚谷係長 〔環境課〕三明課長、興津主査、大垣主事 〔教育総務課〕田村課長、正木係長、近江係長、土居主査 〔生涯学習推進室〕阿萬野課長、前田係長 〔子育てゆめるん課〕稲本課長、山本係長	
議事概要	1. 開会 委員あいさつ 2. 抽出期間における入札概要について 審議対象期間における入札及び契約状況の報告 3. 議事案件 抽出事案に係る入札及び契約手続き等の審議 ※詳細については、別紙 会議録のとおり 4. その他 特になし 5. 閉会	
審議対象期間	令和6年1月1日から令和6年9月30日まで	
制限付一般競争入札	件	対象件数 7 件
公募型一般競争入札	件	
指名競争入札	6 件	
随意契約	1 件	
公募型プロポーザル	件	
委員会からの意見・質問	意見・質問	回答等
とそれに対する回答	別紙 会議録のとおり	別紙 会議録のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	無し	

令和6年度 第1回入札監視委員会議事案件一覧

	入札執行日	担当課	執行方法	工事・業務番号	工事・業務名	主に質問したいこと	入室予定時間
1	令和6年1月31日	下水道課	指名競争	漁維第5-5号	令和5年度 沼島浄化センター脱水機下段プレスローラー交換工事	不落の原因及びその後の経緯	13:20
2	令和6年1月31日	環境課	指名競争	環境産廃第5-10号	令和5年度 産業廃棄物最終処分場 残余容量測量業務	最低制限価格と落札価額が一致しているが、その理由は何が考えられるか。また、毎年行っているものと思われるが、過去の落札価格及び落札者はどうなっているか。	13:40
3	令和6年1月10日 (審査会承認日)	環境課	随意契約	環境清掃第5-25号	令和6～10年度 南あわじ市一般廃棄物収集運搬業務	高額であるが、1者随意契約となった経緯及び理由	
4	令和6年4月17日	環境課	指名競争	環境産廃第6-1号	令和6年度 南あわじ市産業廃棄物最終処分場水質検査業務	落札率が低い、その理由は何が考えられるか。	
	休憩(5分程度)						
5	令和6年4月24日	教育総務課	指名競争	学セ委第6-5号	学ぶ楽しさ支援センター第3の居場所開設改修工事設計監理業務	最低制限価格と落札価格が一致しているが、その理由は何が考えられるか。また、他課の工事設計監理業務においても、同一の設計事務所が最低制限価格と一致した価格で落札しているが、関連性は考えられるか。	14:30
6	令和6年4月24日	社会教育課	指名競争	社教生推委第6-1号	広田地区公民館空調設備改修工事設計監理業務	最低制限価格と落札価格が一致しているが、その理由は何が考えられるか(なお、福良地区公民館屋上防水補修工事設計監理業務も同じだが、その点も含めて)。また、他課の工事設計監理業務においても、同一の設計事務所が最低制限価格と一致した価格で落札しているが、関連性は考えられるか。	14:50
7	令和6年5月21日	子育てゆめるん課	指名競争	南あ子育委第6-11号	保育所調理室改修工事設計監理業務	最低制限価格と落札価格が一致しているが、その理由は何が考えられるか。また、他課の工事設計監理業務においても、同一の設計事務所が最低制限価格と一致した価格で落札しているが、関連性は考えられるか。	15:10

令和6年度 第1回 南あわじ市入札監視委員会 会議録

1 抽出期間における入札概要について

入札概要説明

○事務局より審議対象期間における入札方式別発注件数、金額等の入札・契約状況について説明。

(委員2) 令和6年1月15日執行の入札において、落札金額が最低制限価格と同額となった工事4件のうち、3件をA業者がくじ引きにて落札している。これは、すごく低い確率だと考えるが、くじ引きの仕組みやくじ引きに立会った人物はどうなっていましたか。

(事務局1) 入札は電子システム上で執行しており、くじ引きも電子システム上で実施しています。くじはシステム内で決められた特定の法則の基に当選者を決定する仕組みとなっています。入札者が入札時に任意で選択した3桁のくじ番号から、特定の法則に基づいてシステム内で自動的に当選者が決定されます。くじの立会人は、入札を執行する担当者（総務企画部長、財務課長、財務課契約担当）のみです。

(委員1) くじの仕組みを聞く限り、すごい偶然ではあるものの、ありえないことでは無いと思います。令和6年7月11日執行の南あわじ市火葬場解体工事について、落札金額が最低制限価格と同額となっているが、入札した2者の金額差はどのくらいありましたか？

(事務局1) 350万円です。

(委員1) そこまで大きな差があるわけでもないので、問題はなさそうですね。それでは、個別案件の審議に移ります。

2 議事案件

1. 令和 5 年度 沼島浄化センター脱水機下段プレスローラー交換工事（下水道課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

工事概要

下段プレスローラー交換 3 本

上下段スクレーパー交換 2 本

入札状況概要

1 回目 令和 6 年 1 月 18 日に入札通知を行い、同年 1 月 31 日に開札（電子入札）を行ったが、不落により入札打切。

2 回目 令和 6 年 2 月 7 日に入札通知を行い、同年 2 月 21 日に開札（電子入札）を行い、落札。

（委員 1） 私から質問させていただきます。1 回目の入札が不落になり、再度入札を行い落札とのことですが、2 回目の設計内容は全く同じでしょうか。

（担当課 1） 部品については、全く同じです。ただし、材料の中で、1 回目の入札時には計上していなかった消耗品を追加して、設計内容を見直しました。

（委員 1） 1 回目の入札時に消耗品を計上していなかったことはどういった理由ですか。

（担当課 1） 当初は、当該消耗品が不要であると判断したためです。

（委員 1） 専門的なことはわからないのですが、どのような消耗品ですか。

（担当課 1） 修繕するローラーのネジであったり、そういった細かい部分の消耗品です。

（委員 1） そうすると、1 回目と大まかな部品は同じだが、消耗品が足りていなかったことから、追加したということですか。

（担当課 1） 足りていなかったというよりは、当初設計時にはそこまで必要ないと判断し、設計に計上しなかったというところです。

（委員 1） 結果として微妙な金額差で 2 回目の入札を行うことになったという点で、少し効率が悪いのかなと感じました。工事場所が沼島ということで、船で行かなければならないなど、そういった要因は考えられますか。

（担当課 1） 不着や辞退が多く、応札が少なかったことから、離島という条件下で手間がかかるなどの要因もあったと思います。積算において、そういった条件を設計に反映することもできませんので。

（委員 1） 2 回目で追加した消耗品について、当初設計から計上していれば、1 回目で

落札の可能性はありましたか。

（担当課 1） 結果論ですが、落札の可能性もありました。

（委員 1） 結果的にですが、特殊な部品などもありますので、当初設計時にもう少し注意すべきだったかなと思いました。

（委員 2） 1 回目の入札において、業者は消耗品が計上されていない設計書に基づき、積算したのではないのですか。

（担当課 1） そうです。

（委員 2） 1 回目の入札において、当初設計に計上していなかった消耗品を業者が必要な部材であると独自に判断し、積算して応札してきたとするならば、応札額が予定価格よりも高くなり、不落になるということは理解できます。しかし、そうではなくて業者が市側と同じ設計で積算したとするならば、単価であたりあるいは他の部分において、業者が全体的に高額な積算をしたと私は考えますが、その点はいかがですか。

（担当課 1） この入札において、本体部材の参考価格は公表しておりました。あとは、率計算的なところですので、その部分で計算が合わなかったのだと思います。

（委員 2） 1 回目と 2 回目の入札において、消耗品を追加したこと以外は、単価なども含めてすべて同じ設計だったのですか。

（担当課 1） そうです。

（委員 2） 2 回目の入札において、消耗品を追加したことで、当然設計金額も増加します。同時に、業者側の積算金額も増加するはずですね。

（担当課 1） そうです。

（委員 2） そういった中で、2 回目で落札されていることから、やはり 1 回目入札時に業者が積算した単価が高かったと私は考えます。すべて見通した上で設計を行うことは難しいとは思いますが、今後、今回のような市の単価と業者の単価の乖離をもう少し縮めるような手立ては考えられないでしょうか。今回のように、市と業者の積算単価に乖離が生じたままですと、同じように不落になる案件が発生しやすくなると考えますが、その点はいかがですか。

（担当課 2） 積算要領、歩掛り等に基づいて積算するため、業者との単価差を設計に反映するなどの対応はできません。今回に関しては、2 回目入札時に消耗品を設計に追加した中で、業者側も諸経費率等を見直していただいた結果

であると考えています。

（委員 2） この工事は、特殊な工事なのですか。たまたまこの工事だけが不落になったのですか。

（担当課 2） やはり離島という条件が要因にあったのかなと思います。資材の運搬であったり、作業員の移動であったり、業者がそういった費用面も含めて積算したのではないかと考えます。ただ、そのような点を設計に反映することはできません。過去には、経費体系の中で離島補正などを行っていた時代もありました。諸経費には、率計算で行うものと積上積算で行うものがありまして、今後の対応として、積上積算の部分で何らかの対応ができるよう検討したいと思います。

（委員 1） 今の説明をお聞きすると、やはり沼島のような特殊事情がある場合については、設計に何らかの反映できるような仕組みは必要ではないかと思いました。

（委員 2） 当初設計は、特殊事情を反映するような柔軟な対応はできなかったのですか。決められたとおりシステムの的に積算し、算出された金額を予定価格としているのですか。

（担当課 1） 沼島に関わらず、すべて同様の算出方法で積算します。

（委員 1） わかりました。他に質問はありますか。他にないようですのでこれで終了します。ありがとうございました。

2. 令和 5 年度 産業廃棄物最終処分場 残余容量測量業務（環境課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

業務概要

- ・ U A V 写真測量 $A = 0.071 \text{ km}^2$
- ・ 土量計算 1.0 式

入札状況概要

令和 6 年 1 月 22 日に入札通知を行い、同年 1 月 31 日に開札（電子入札）を行い、落札。

（委員 1） 私から質問させていただきます。本件は、最低制限価格と落札金額が同額ですが、その点何か考えられることはありますか。また、この測量業務は毎年実施しているのですか。

（担当課 1） 産業廃棄物最終処分場の埋立容量を毎年把握するため、本業務を毎年実施しています。最低制限価格と落札金額が同額となったことについては、主に 3 点理由が考えられます。1 点目は、国土交通省の積算基準を準用して積算していることです。基準は、ホームページで公表されていますし、書店などでも購入が可能です。2 点目は、人件費に係る単価についても、積算基準や建設物価といった物価本で公表されていることです。3 点目は、南あわじ市が最低制限価格の算定式を公表していることです。以上のことから、業者が最低制限価格を類推できるものと考えていますので、最低制限価格と落札金額が一致することは、十分有りうることでありと考えています。

（委員 1） 入札結果を見ますと、そこそこ金額に開きがあるものもある。また、最低制限価格に近いものもあるが、これは、各業者が積算した金額にそれぞれの判断でプラスアルファした金額で応札したということですか。

（担当課 2） すべての業者が最低制限価格を類推できるものと考えています。その中で、業者の意向であったり、受注意欲が関係していると考えています。

（委員 1） この業務は毎年実施しているとのことですが、過去の入札結果はどうのようになっていましたか。

（担当課 1） 令和 4 年度に関しても、最低制限価格と落札金額が同額でしたが、今回の落札業者とは違う業者でした。令和 3 年度については、最低制限価格に近い金額ではありましたが、こちらもまた違う業者が落札しています。

（委員 1） 落札率が低いので、利益が少なくても業者の受注意欲は高い業務というこ

とですか。

（事務局 1） コンサル業務の最低制限価格は、予定価格の 6 割という設定ですから、業者はその金額を類推して応札していると思います。

（委員 1） 入札結果では、最低制限価格に近いところから予定価格に近いところまで応札がありますし、先ほどご説明いただいたように、令和 4 年度も令和 3 年度も落札業者が違うことから、特に問題は無いと感じました。

（委員 1） わかりました。他に質問はありますか。他にないのでこれで終了します。ありがとうございました。

3. 令和 6～10 年度 南あわじ市一般廃棄物収集運搬業務（環境課）

○事務局より随意契約状況の報告

業務概要

- ・令和 6～10 年度における家庭系一般廃棄物収集運搬業務の委託

見積状況概要

- ・令和 6 年度新たに設立された南あわじ市清掃事業協同組合と一者随意契約を行うもの。
- ・令和 6 年 1 月 17 日に見積依頼通知を行い、同年 2 月 7 日に開札を行い落札。

（委員 1） 私から質問させていただきます。本件は継続的な業務であることを前提としても、契約金額が 1,000 万円を超える業務である中で、随意契約となった理由についてご説明いただけますか。

（担当課 1） 本業務については、収集運搬を行う 5 業者と契約して実施しておりました。従来から担い手不足の問題があり、業者が募集しても人材が集まらない状況でした。加えて、昨今の燃料高騰、物価高の影響により各社とも経営が苦しくなっていることから、令和 5 年度に一般廃棄物収集運搬業務について、事業者間で協議を行ったと聞いております。南あわじ市の重要なライフラインである一般廃棄物の収集運搬業務の安定的な実施のために、組合を設立し、備品の共同購入や機材・車両の共同利用、災害時の応援体制など、業者間の相互協力により存続を図るといったことが協議されました。そういった経緯もあり、令和 5 年 9 月に登記が完了し、南あわじ市清掃事業協同組合が発足しました。その後令和 5 年 10 月 16 日に南あわじ市一般廃棄物収集運搬業務受託者選定委員会を開催し、令和 6 年 4 月 1 日から 5 年間の業務を当該組合に委託することが望ましいと判断し、1 者随意契約することとなったものです。

（委員 1） 透明性が疑われると指摘があるとすれば、組合に加入していない業者からどうして市が組合と 1 者随意契約するのかといったことも考えられるが、組合に加入する業者の選定についても、適切に行われているのですか。

（担当課 1） 本業務を受託していた 5 業者で組合を設立したわけですが、現在のところほかの同業者から組合加入希望の話はないと聞いています。ただ、組合設立時に、組合加入に関する条件など一定のルールを定めており、他業者から組合加入希望があったときは、審査をすると聞いています。

（委員 1） 今のところ組合が発足して間もないところで、事業者間で助け合いのもと

実施して行くということですが、今後、組合未加入業者がこの業務に参入したいとなったときに、1 者随意契約に対して指摘が入ることも考えられる。先ほどのお話から、現時点ではそういった指摘が入ることはなさそうですが。私からは以上です。

（委員 2） 組合の設立経緯などをお伺いする中で、必要な社会インフラという意味合いでは、水道企業団に近い公共的な存在と言えます。価格の公共性の観点で言いますと、例えば水道料金ですと任意で決定することはできず、一定のルールがあります。この収集運搬業務について、価格設定について、一定のルールなどはありますか。

（担当課 1） まず、本業務については、人件費やパッカー車等の費用などを計上し、単価についても公表されているものを採用し、設計しています。予定価格に対する落札率は、95.15%であり、委託料としては妥当であると考えています。法律で、受託者は業務遂行にかかる施設・人員・財政的基礎を有し、かつ、相当の経験を有する者であることや、料金が受託する業務を遂行するに足りる金額であることと定められています。環境省においても、安かろう悪かろうでなく、安定的に業務を遂行するためには、確実に受託業務を遂行できる金額で無いといけないという趣旨の指針が示されています。そういったところと本業務の委託料から考えても妥当であると考えています。

（委員 2） 本業務の設計内訳の作業員・運転手の時間や車両台数などは、何を基準に算出したのでしょうか。

（担当課 2） 過年度の実績を基に算出しています。

（委員 2） 実績をそのまま採用したのでしょうか。

（担当課 2） 係数を掛けたりといった補正はしていません。過去数年の実績平均値を採用しています。

（担当課 1） 本業務の仕様書に、可燃ごみは午前 7 時 30 分から概ね午前中に収集を終えること。資源・不燃ごみについては、概ね午後 3 時までに作業を完了することと定めています。これは、合併以前の旧 4 町時代から実施してきた経験に基づく時間設定となっています。そういったところで設計内訳に記載の時間を算出していますので、問題は無いと考えています。

（委員 2） 設計内訳の単価については、いかがですか。

（担当課 2） 人件費については、公表されている単価を採用しています。車両費用・燃

料費は、公共工事用の積算資料の単価を採用しています。

（委員 2） 今後、南あわじ市の人口や観光客数の変動もあると思いますが、本業務の価格についての見直しのタイミングなどはどう考えていますか。

（担当課 1） 本業務の委託期間は 5 年間となっています。この期間内に何らかの課題も出てくると思います。そういった課題や数字の見直しも踏まえ、次期業務の発注の際に見直しを行わなければならないと考えています。一般的には、ゴールデンウィーク明けであったり、年末年始にごみが集中しますので、その対策をどうするかだと思っております。日常業務については、大きな問題は無いと考えていますので、課題等の検証も行いながら業務を実施していければと思っています。

（委員 1） 業務期間を 5 年にした理由はありますか。

（担当課 1） パッカー車などの法定耐用年数が 5 年であったことを踏まえて決定しています。1～2 年の業務期間ですと受注者も投資しづらいという状況もありますし、人員に関しても確保しやすいことから 5 年としたものです。

（委員 1） わかりました。他に質問はありますか。他にないようですのでこれで終了します。ありがとうございました。

4. 令和 6 年度 南あわじ市産業廃棄物最終処分場水質検査業務（環境課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

業務概要
・分析費（30 項目検査）
・サンプリング費（30 項目検査、2 回／年）
・原水運搬費（10 回／年）
入札状況概要
令和 6 年 4 月 8 日に入札通知を行い、同年 4 月 17 日に開札（電子入札） を行い、落札。

- （委員 1） 私から質問させていただきます。本件は落札率が低いのですが、設計はどのように行われましたか。
- （担当課 2） 兵庫県が公表している単価を採用し、公表されていないものは物価本の単価を採用して設計しています。
- （委員 1） 入札結果を見ますと、応札金額に開きがあり、公表されている単価があるとはいえ、社会実態としては必ずしもそうではないということかなと感じます。設計するときには、公表されている単価に従わざるをえないという理解でよろしいですか。
- （担当課 1） そうです。
- （委員 2） この業務についていつも思うことは、品質検査などが本当に実施されているのかわからないということです。検査結果やチェックリストなどは適当な数字やチェックマークを記載して報告すれば、見た目上、成果品としては完成することになります。検査の品質、精度などをどのように担保していけばよいかという課題が常にあるわけですが、検査が適正に行われているかの確認や、あるいは検査結果に誤りがあったなどした場合は、どういった経緯で判明するのですか。
- （担当課 1） まず、こういった水質検査業務については、会社が計量証明書を発行する必要があります。会社が計量証明書を発行しますので、会社の威信をかけたといいますか、一般的には間違いがあるといったことは想定していません。加えて、測量機器についても計量法に基づく定期的な検査が行われています。本業務の受注者は、測量機器の販売やメンテナンスも実施しており、兵庫県内でも一番最初に認可を受けたようです。落札額が低い理由としましては、本業務の受注者が淡路島内の同様業務を積極的に受注してい

ることから、スケールメリットにより経費が抑えられていると聞いています。また、昔は南あわじ市に一般産業廃棄物の最終処分場がありまして、処分場排水の水質検査も本業務の受注者が行っていました。もし当時の水質検査結果に誤りがあったとすれば、下流域で問題が発生するわけですが、そういったこともなかったため、当該受注者の検査は適正に実施されていると判断しております。

（委員 2） 各会社が計量証明書を発行するとのことですが、計量証明書を根拠づける国家資格のようなものは必要なのですか。

（担当課 1） 計量するためには当然資格が必要ですし、県に対して事前に登録する必要があります。さらに、独立行政法人製品評価技術基盤機構の認定も必要なのようです。こういった登録と認定があって計量証明が発行できるものです。

（委員 2） そういうことであれば、検査業務の品質に一定の保証があると理解できました。

（委員 1） 入札参加資格申請の時点で、そういった登録や認定を確認して受付しているのですか。

（事務局 1） 測量など、受付時に許可証等を確認している場合もありますが、こういった業務にどんな許可が必要か把握しきれないこともあり、受付段階で確認はしておりません。

（委員 1） わかりました。他に質問はありますか。他にないのでこれで終了します。ありがとうございました。

5. 学ぶ楽しさ支援センター第3の居場所開設改修工事設計監理業務（教育総務課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

業務概要

学ぶ楽しさ支援センター第3の居場所開設に係る設計監理業務

- ・ 高圧受電設備新設
- ・ 遊具設置
- ・ 旧図工室等活動にかかわる部屋の改修
- ・ 空調新設等

入札状況概要

令和6年4月15日に入札通知を行い、同年4月24日に開札（電子入札）を行い、落札。

（委員1） 私から質問させていただきます。本件は、最低制限価格と落札額が同額ですが、何か考えられることはありますか。

（担当課1） 基本的に、設計業務は、設計士の単価、日数、諸経費で算出される簡易なものですので、数字が合えば同額になりうるものです。また、これまでの類似案件が多くありますので、業者も自社独力により推察されたものと思います。

（委員1） 教育総務課以外の課においても、最低制限価格と落札額が同額の案件が見られますが、それについて何か情報が入っていたりしますか。

（担当課1） 全くございません。

（委員1） 入札結果を見ると、他にも最低制限価格に近い応札者はあるようですが、過去にも同じような事例はありましたか。

（担当課1） 教育総務課の類似業務について、過去5年程度調べましたが、同額になった案件はありませんでした。ただ、最低制限価格と1%程度の差、金額ですと1~2万円程度の差ですが、そのような案件は数件ありました。

（委員2） 資料を見ますと、本件を落札したA業者は、令和6年4月24日に行われた入札のうち、本件を含む3件で最低制限価格と同額で落札しています。もう少し期間を広げますと、令和6年5月21日の入札で1件、令和6年7月19日の入札で2件、計6件で最低制限価格と同額で落札されているわけですが、これをどう評価されていますか。不正の兆候として扱うのか、そして今後その評価に基づいて内偵調査などアクションを起こされることも検討されていますか。

- （担当課1） 他課の案件で最低制限価格と落札額が同額になったことについては、答えかねますが、例えば、令和6年度に教育総務課が発注した同様業務の案件は9件あります。その中で、最低制限価格と落札額が同額の案件は今回の1件のみです。ただ、最低制限価格と落札額の差が2～3万円の案件が2件あり、それは別の業者です。令和5年度についても、最低制限価格と落札額の差が1～3万円の案件が4件、業者は3者となっているように、過去遡っても最低制限価格に近似する案件が多数ありますが、教育総務課としては、通常の発注を行い、通常の入札が執行された結果と考えています。
- （委員1） 今の説明をお聞きすると、最低制限価格と同額または近似している案件は多数あるが、落札者は必ずしも一致していないということですね。
- （担当課1） そうです。
- （委員1） タイミング的なところもあり、過去になかったから将来もないということではないが、少なくとも最低制限価格と同額になったのは今回が初めてということですね。
- （担当課1） 5年よりさらに以前のこととなると把握しておりませんが、先ほど申し上げたように、そもそも設計の仕様が複雑な計算を求められるものでないため、偶然の一致が生じたのかなと思っています。当然業者も努力して精度を高めていきますので、結果としてそうなったということだと思っています。
- （委員1） 今回、教育総務課の案件に限らず、総合的に見る中で目についた案件でしたので、引き続き何らか情報があれば本委員会に報告いただけたらと思います。
- （委員2） 財務課への質問ですが、最低制限価格と落札額が一致した各課の案件の予定価格を知りうる人物は集約、限定されていますか。それとも各案件によってバラバラでしょうか。
- （事務局1） 同じ系の人物であれば、予定価格は知りうる立場にあると思います。というのも、設計書は係内でチェックしており、設計額を予定価格としています。当然同じ系の人物ですと設計額は知ることができます。入札時の予定価格については、内部のシステムにより、担当課長から財務課長へ直接送信するようになっています。その後、送信された金額を財務課長と総務企画部長が予定価格調書に記載し、予定価格を作成しています。

- （委員2） というのは、全入札において予定価格を知りうるのは、財務課長と総務企画部長の2名ということですか。
- （事務局2） そうです。
- （委員2） 設計金額がわかれば、予定価格を知りうるのはこの2名に限られることではないということですか。
- （事務局1） 予定価格という言葉で言えば、知りうるのは2名です。
- （委員2） 予定価格と最低制限価格は、導出できるという意味でほぼ同義ですよ。予定価格から最低制限価格を導出できる人も財務課長と総務企画部長2名なのではないでしょうか。
- （事務局1） 設計額がわかれば最低制限価格は単純な算出方法ですので。
- （委員2） 可能性としては、2名以外にも最低制限価格を導出できる人はいるということですね。
- （委員1） 極端な話、最低制限価格の推測は誰でもできるということですね。
- （事務局1） 設計額がわかれば、推測は可能です。
- （委員2） 最終的な予定価格がそうなるかどうかはわからないとしても、誰でも計算はできるということですね。それは制度上、そうなるものと理解してよろしいですか。
- （事務局1） そうです。昔は、予定価格を作成する際に、歩切りといいまして、根拠なく一定金額を設計額から控除することも可能でしたが、現在はそれが法律で禁止されていますので、設計額と予定価格は同額となっています。
- （委員2） 教育総務課でいうと、設計額を知りうる方はここにおられる4名になりますか。
- （担当課1） 誰がどの業務を担当しているかによりますが、本件に関しますと、担当職員、担当係長、課長の3名です。
- （委員2） 例えば教育総務課長が、他課の案件の設計額を知ることはできないのですか。
- （担当課1） できません。
- （委員2） 課長よりさらに上席の方で、設計書を確認できる方などいらっしゃいますか。
- （担当課1） 教育委員会ですと、部長職で教育次長がいます。設計する際の起工伺いは、部長まで書類が回りますので、その時点での設計額は教育次長もわかります。

（委員2） 教育委員会内の案件に限れば、教育次長であれば各課の情報は知りうるということですね。それ以上に、例えば部を超えて情報が集約されるようなことはないということですか。

（担当課1） それはありません。

（委員1） 人事異動に伴い、データを持ち出すことは禁止されていますか。

（担当課1） そうです。

（委員1） わかりました。他に質問はありますか。他にないようですのでこれで終了します。ありがとうございました。

6. 広田地区公民館空調設備改修工事設計監理業務（社会教育課(生涯学習推進室)）

○事務局より入札及び契約状況の報告

業務概要
空調設備改修工事設計監理業務 一式
工事概要 空調設備の更新
（1F：事務室 1 台、栄養指導室 2 台、配膳室 1 台、ロビー 2 台）
入札状況概要
令和 6 年 4 月 15 日に入札通知を行い、同年 4 月 24 日に開札（電子入札） を行い、落札。

- （委員 1） 私から質問させていただきます。本件は、最低制限価格と落札額が同額ですが、何か考えられることはありますか。
- （担当課 1） 業者に渡す金抜設計書には仕様書も添付しておりますが、仕様書には概算工事費も記載しています。当該落札業者はこれまでも類似業務の入札に参加していますし、過去の入札結果も公表されていることから、概算工事費と過去の結果から推測しているのではないかと思います。
- （委員 1） 計算しやすい設計書になっているということでしょうか。
- （担当課 1） 他の設計業務と同様の根拠で設計しているため、推測できたと考えております。
- （委員 1） 福良地区公民館屋上防水補修工事設計監理業務についても、当該業者が最低制限価格と同額で落札されていますが、これについては何か考えられることはありますか。
- （担当課 1） 福良地区公民館についても、本件と同日の入札で落札されていますので、同じ基準で積算したことで最低制限価格と同額になったと推測しております。
- （委員 1） 他課の案件でも当該業者が最低制限価格と同額で落札している案件が複数あるのですが、課をまたいで何か情報共有されていることなどはありますか。
- （担当課 1） 課をまたいで情報交換はしていません。
- （委員 2） 今回、本件を議題にしているのは、偶然の一致なのかというところです。例えば、4 月 24 日入札の同様案件において、当該業者が最低制限価格と同額で落札した案件が 3 件あったこと、また、5 月 21 日には 1 件、7 月 19 日には 2 件の計 6 件と、不自然な現象が起こっています。私個人としては、

不正の兆候として扱わないといけないうかの検討が必要だと考えています。今回、各課に対して個別に事情をお聞きしているのですが、不正の兆候を認識したとして、次にこういったアクションを起こすか、財務課や監査委員などが主体となって、課を超えて横断的に対応すべき事案かもしれません。

（委員 1） 過去にも類似業務の入札があったと思いますが、過去の結果を検証されたことはありますか。

（担当課 1） 生涯学習推進室になる前は、中央公民館という部署でしたが、その時の結果を見ても、最低制限価格と落札額が一致したという案件は無かったと認識しております。

（委員 1） 最低制限価格に近似している、例えば 1～2 万円差などはありましたか。

（担当課 1） ありました。複数業者が同額での応札という案件もありました。ただ、地域性といえますか、広田地区公民館ですと広田地区の業者が、南淡方面の施設ですと、南淡地区の業者が落札することが多い傾向にあります。これは、落札意欲が高く、少しでも低い金額でという競争原理が働いていたと考えていました。

（委員 1） 地域ごとに業者の特性があるということですか。

（担当課 1） はい。今まではそういった傾向が強いと感じています。

（委員 1） ちなみに、本件の広田地区公民館に一番近いのはどの業者になりますか。

（担当課 1） 本件の落札者である A 業者です。

（委員 1） 福良地区公民館はどうですか。

（担当課 1） B 業者です。

（委員 2） 一旦ぴったり金額を当ててしまうと、今後の入札においてもぴったり当てることができる可能性もあると思うのですが、その点いかがですか。

（担当課 1） 今回の件に関連して推測しますが、積算基準は市独自のもので、労務単価などは時点修正しています。やはり、同様の基準で積算を続ければ、一旦積算基準を推測できると、今後も同様のことが起こることは懸念します。

（委員 2） その基準は、ある一定の期間ごとに変わるものなのでしょうか。それとも更新されず同じ数値が適用されていくのでしょうか。例えば、公定価格などは、実勢価格を反映しないといけませんから、数か月で更新されます。このように更新がかかるものなのでしょうか。

（担当課 1） あくまで変わるのは労務単価です。

- (委員 2) 労務単価は公表されていますか。
- (担当課 1) されています。
- (事務局 1) 国土交通省のホームページで毎年 2 月末に次の 1 年間の労務単価が公表されます。
- (委員 2) 本件の落札者 A 業者は、一度最低制限価格をぴったりに当ててしまえば、同じ単価を採用し続ける限り、最低制限価格を当て続けられるという成功体験をされたわけですから、同じように今後もこの状況が続いていくのではないかと推測され、競争性が損なわれることを危惧します。逆に、他の業者は最低制限価格を推測することはできないのでしょうか。A 業者だけが最低制限価格を推測できたのはなぜか推論できることはありますか。
- (担当課 1) A 業者が歩掛を含めた積算基準のすべてを把握しているのではないと思っています。過去に参加した入札の結果から推測しているのではないかと思います。
- (担当課 2) 令和 6 年 4 月以降に A 業者が参加した入札の結果を確認したのですが、すべて最低制限価格と同額というわけではありません。最低制限価格に近い額であったり、金額が低すぎて失格になっている案件もございますので、完璧に把握しているということではないと思います。
- (委員 2) 具体的には何件ありますか。
- (事務局 1) 令和 6 年 4 月から 12 月までの期間で、A 業者を指名した回数は 23 回です。うち、落札したのが 8 件で、その中で最低制限価格と同額になったものが 6 件です。
- (委員 2) そういうことであれば、一概に A 業者に積算基準をすべて把握されているという推測もたたないのかなという印象を受けました。
- (委員 1) ただ、問題というのは急に生じるもので、今回がひよっとするとそうなるのか断定はできないのですけども、そういうことも頭に置きつつ、今後も注視していかなければならない状況にはなっているのかなと思っています。あとは、応札された金額を見ても、多数の業者が近い金額を計算している案件もあるので、皆さん業者努力で最低制限価格に近い額でいくと判断されたこともあると思います。
- (担当課 1) 考え方としてはそのとおりだと思います。高止まりしている場合ですと不正の可能性も考えられるのですが、最低制限価格に近いものですので業者努力もあると思います。

- （委員 1） 例えば、業者が履行できないほどの案件を落札した場合に、市がそれをコントロールするなどは、さすがにできませんよね。
- （事務局 1） それはできませんので、業者の判断で手持ちが多いことを理由に、辞退してもらうしかありません。
- （委員 1） わかりました。他に質問はありますか。他にないようですのでこれで終了します。ありがとうございました。

7. 保育所調理室改修工事設計監理業務（子育てゆめるん課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

業務概要

調理室全面改修（内装、電気設備、機械設備、厨房機器取替）に係る設計監理
業務 一式

入札状況概要

令和6年5月10日に入札通知を行い、同年5月21日に開札（電子入札）
を行い、落札。

（委員1） 私から質問させていただきます。本件は、最低制限価格と落札額が同額ですが、何か考えられることはありますか。

（担当課1） 本業務の設計にかかる積算は、概算工事費を母数にして、そこから歩掛を算出し、さらに各種係数と労務費を掛け合わせて算出しています。概算工事費については、発注の際の仕様書に記載しています。長年入札に参加されている業者は、年々積み重ねることにより精度の高い入札の見積が可能になってきたのだと思います。加えて、最低制限価格の算出方法は、南あわじ市のホームページで公表されており、容易に算出が可能になっています。また、本業務については、特別経費を計上しておりまして、それはアスベストの定性分析費です。アスベスト定性分析の中には、アスベストの検体採取費用と分析費用というのが含まれています。分析費用については、建設物価や積算資料といった一般に書店等で販売されている刊行物の単価を採用しています。検体採取費用は、現場条件により金額差が出ますが、今回は脚立を使う程度の簡単な作業のため、比較的安価なものでしたので、誤差の少ない入札の見積が可能であったと考えられます。

（委員1） アスベストの検体採取費に公表された決まった単価などはあるのですか。

（担当課1） それはありません。今回は、近傍で実際に採取していただいたものがありまして、その時の単価を採用しています。

（委員1） 検体採取費用は、脚立を使う程度であれば、1 検体あたりだいたいこれくらいかかるというようなものはあるのですか。

（担当課1） それも実際に作業する業者によって変わります。実際に、近傍で2業者に採取していただいたのですが、その時の安い方の金額を採用しています。この時も、特に足場を組むようなこともなく、脚立でできる程度の作業でしたので。

- （委員１） 入札しようとする業者が、その情報を公的に知ることはできるのですか。
- （担当課１） 一般の土木工事業者に依頼して作業していただいたのですが、その時の請求書に記載された単価を採用しただけですので、同じ業者に見積を取っていればこのくらいの金額とわかるかもしれませんが、公表されているものではありません。
- （委員１） そういった状況で、最低制限価格と落札額が一致した理由について、何か考えられることはありますか。
- （担当課１） 具体的に言いますと、今回採用した単価は、分析機関による分析費用については、●●円で、検体採取費用は、●●円です。検体採取費用については、近傍で採取いただいた２業者の請求書の金額を確認しますと、●●円と●●円でそこまで大差ないものでした。そういったところで、本件の落札者Ａ業者がぎりぎりのラインを推測する中でそうなったのではないかと。Ａ業者は、最低制限価格を下回ることもありましたので。
- （委員１） そうすると、計算しようとしても検体採取費用については、当てずっぽうと言いますか、普通は当てられないということですね。
- （担当課１） そうですね。そこは業者が現場を見てこのくらいの金額になると判断するしかできないと思います。先ほども申しましたが、今回は脚立でできるような簡易な作業のため、業者も安価なのではと推測して計算したのではないかと思います。
- （委員１） 過去に、アスベスト調査が含まれる改修工事に係る設計監理業務は、他にありましたか。
- （担当課１） 過去にもありました。建物の改修工事については、アスベスト調査が含まれることが多いです。
- （委員１） そういった案件の入札結果はあまり検証していないですか。
- （担当課１） そうですね。過去の業務では検体採取費用は計上していませんでした。アスベスト検体採取時には、壁を削ったりするわけですが、万が一アスベストが含まれていた場合、飛散したり、吸い込んでしまったりしてはいけなないので、手間がかかるものですから、そういった経費は計上しておくべきだということで、令和６年度から計上するようになりました。
- （委員１） これまでは、金抜き設計にも入ってなかったのですか。
- （担当課１） アスベストの分析費用だけ計上していました。
- （委員１） 検体採取費用として費目化したのは初めてということですね。

- （担当課 1） 実際は費目として明示はしていなかったのですが、仕様書に検体を採取して調査すると記載しています。
- （委員 1） やはり気になる点ではあります。先ほどもご説明いただきましたが、安い業者で●●円、高い業者で●●円と●●円しか差の無い範囲でぴったり一致していますので。
- （担当課 1） 検体採取費用でもっと金額にばらつきがあれば、応札金額ももっとずれてくると思いますが、今年度初めて計上したため、採用単価が安すぎたかもしれません。
- （委員 1） 別に設計内容に問題があるということではなくて、設計内容がどこかで漏洩してしまっている可能性がないかというのが重要かと思います。
- （担当課 1） それはないです。設計書は課内と部長までしか回っていませんので。
- （委員 2） 検体採取費用を計上し始めたのは、この案件が最初ですか。
- （担当課 1） この案件が初めてです。
- （委員 2） ということは、過去事例がなかったのですから、業者は過去の経験などから推測することが不可能ということになります。にも関わらず、本件において千円単位までぴったり一致している点に違和感を覚えます。
- （担当課 1） 当課においては、今まで検体採取費用は計上しておりませんでした。他の部署では計上しておりまして、当該費用を計上していないのは問題があるのではないかとということで、計上し始めたしだいです。
- （委員 2） ただ、他の課の検体採取費用の結果を、過去の実績と照らし合わせて推測するのは可能なのか。本件で採用した単価は、子育てゆめるん課独自のものですので、やはり違和感は残ります。今回が偶然の一致なのかどうかは、現時点では判断できませんが、今後も注視していかなければならないと思います。
- （委員 1） 公表されている単価から計算して一致というのであれば起こりうるかもしれませんが、検体採取費用に関してはそういうものではなさそうです。財務課で検体採取費用が含まれている設計書を全て調べることは難しいですよね。
- （事務局 1） 入札案件であれば、金抜き設計書を預かりますので、一つ一つ確認していけばわかります。
- （担当課 1） ただ、項目として記載があれば確認できるもので、実際本件でも、単なるアスベスト定性分析としか記載しておらず、検体採取費用が計上されてい

ることは明記しておりませんので。これで応札者がどう判断されたのかは難しいところです。

（委員１） わかりました。いずれにしてもデータがそれほど多くあるわけではないので、ただちにどうこうする判断はできないですが、本来であれば計算できないところがぴったり一致している点で、偶然性が強いということは気にしておくところではないかと思いました。

（委員２） 付け加えますと、今回は子育てゆめるん課をヒアリングしましたが、他課の案件を含めて６件で最低制限価格と落札額が一致していますので、御課だけを問題視しているわけではないということを申し添えておきます。

（委員１） わかりました。他に質問はありますか。他にないようですのでこれで終了します。ありがとうございました。

３ その他

特になし。

配布資料

- ① 入札契約方式別発注件数 総括表(R6.1.1～R6.9.30)
- ② 入札執行一覧(R6.1.1～R6.9.30)
- ③ 随意契約一覧表(R6.1.1～R6.9.30)
- ④ 令和６年度 第１回入札監視委員会抽出案件資料